

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

【概要】

受贈者(30歳未満の者に限る。)の教育資金に充てるためにその直系尊属が金銭等を拠出し、金融機関(信託会社(信託銀行を含む。)、銀行及び金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。)をいう。)に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち受贈者1人につき1,500万円(学校等以外の者に支払われる金銭については、500万円を限度とする。)までの金額に相当する部分の価額については、平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に拠出されるものに限り、贈与税を課さないこととする。

(注)教育資金とは、文部科学大臣が定める次の金銭をいう。

- ① 学校等に支払われる入学金その他の金銭
- ② 学校等以外の者に支払われる金銭のうち一定のもの

※本資料は、平成25年度税制改正法に基づいております。

教育資金贈与に関する比較表

贈与の方法	その都度贈与	一括贈与
根拠法	相法21の3①二	措法70の2の2
概要	扶養義務者相互間において、生活費または教育費に充てるためにした贈与により取得した財産は非課税とする。	受贈者の教育資金に充てるためにその直系尊属が金銭等を拠出し、金融機関に信託等をした場合、拠出等したもののうち一定の金額を非課税とする。
非課税の範囲	通常必要と認められるもの	受贈者1人につき1,500万円または500万円
メリット(共通)	相続財産の減少: 相続税対策	
メリット	① 手続きが簡便	① 相続直前対策で有効
デメリット	① 必要に応じてしか負担できない ② 税務上は見解の相違が起きやすい	① 手続き費用の発生 ② 証憑書類の保存義務あり
税務申告	不要	必要